

3 就 労 支 援

1 障害福祉サービス事業所を利用するには

(1) 就労移行支援



一般企業などへ就労を希望する障がいのある方に、一定期間就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

利用できる方	原則として65歳未満の方で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得や就労先の紹介などの支援が必要な方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓 口	市町村障がい福祉担当課

(2) 就労継続支援A型・B型



通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、就労及び能力の向上のために必要な訓練等を提供します。

雇用契約を結び利用するA型と、雇用契約を結ばないで利用するB型に分類されます。

利用できる方	(就労継続支援A型) 企業などに就労することが困難であって、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方 (就労継続支援B型) 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかなかった方や、一定年齢に達している方で、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識、能力の向上や維持が期待される方
利用者負担	所得に応じて負担額が異なります。 詳しくは市町村にお問い合わせください。
施設所在地等	長野県公式ホームページに社会福祉施設名簿を掲載しています。 ホーム>健康・医療・福祉>福祉一般>社会福祉法人・施設>社会福祉施設名簿
窓 口	市町村障がい福祉担当課

2 共同作業所を利用するには



(1) 障害者共同作業所

心身障がい者や老人等に就労又は技能習得の機会を提供し、社会生活への適応性を高めるための各種相談や作業訓練等を通所の方法により行う施設です。

(2) 精神障害者小規模訓練施設

回復途上にある精神障がい者に通所による生活指導・作業訓練を実施し、社会復帰の促進を図る施設です。

※ (1) (2) とも、平成19年度から市町村単独事業になっています。

窓 口	市町村障がい福祉担当課
-----	-------------